

## 神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画（案）について

## 1 母子家庭等の状況と課題等

## (1) 世帯数、児童扶養手当受給者数

神奈川県の母子家庭、父子家庭の世帯数は、平成 22 年の国勢調査結果で母子世帯数は、44,412 世帯、父子世帯数は 6,547 世帯で合計 50,959 世帯となっている。  
児童扶養手当受給者数は、平成 25 年度実績で 58,679 人である。

## 【世帯数（平成 22 年国勢調査）】

区 分	平成 17 年 調 査		平成 22 年 調 査		増 減 (世帯数)	
	全 国	神奈川県	全 国	神奈川県	全 国	神奈川県
母子世帯	749,048	42,711	755,972	44,412	6,924	1,701
父子世帯	92,285	6,265	88,689	6,547	△ 3,596	282

## 【児童扶養手当受給数】

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	55,766 人	56,179 人	58,679 人

(政令市・中核市含む)

## (2) 収入状況

平成 23 年全国母子世帯調査結果によると母子家庭の平均年収は、291 万円（平成 17 年調査 213 万円）で、父子家庭は 455 万円（平成 17 年調査 421 万円）となっている。

また、平成 25 年国民生活基礎調査では、母子家庭の総所得は、243.4 万円で、これは全世帯の総所得 537.2 万円、児童のいる世帯の 673.2 万円と比べ低い水準となっている。

この結果からも、特に母子家庭の総所得は低いままであり、その要因としては稼働所得が低いことがある。母子家庭の稼働所得は、179.0 万円で児童のいる世帯の 603.0 万円の約 30%に留まっている。

**【収入状況（平成 23 年全国母子世帯調査）】**

区 分	母 子 世 帯	父 子 世 帯
平均年間収入 (世帯の収入)	291万円 (213万円)	455万円 (421万円)
平均年間就労収入 (母又は父の就労収入)	181万円 (171万円)	360万円 (398万円)

※（ ）内は、前回（平成 18 年度）の調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 22 年の 1 年間の収入。

**（平成 25 年国民生活基礎調査結果概要）**

（1 世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得	稼働所得	その他所得
全世帯	537.2	396.7	140.5
児童のいる世帯	673.2	603.0	70.1
母子世帯	243.4	179.0	64.4

**（3）就業状況（雇用状況、所得）**

平成 23 年全国母子世帯調査結果によると母子家庭の母の 80.6%が就業しているが、そのうち「パート・アルバイト等」が 47.4%と最も多く、ついで「正規の職員・従業員」が 39.4%となっている。前回の調査から「パート・アルバイト等」が 3.8%増加している。

父子家庭の父は、91.3%が就業しており、そのうち「正規の職員・従業員」が 67.2%と最も多く、ついで「自営業」が 15.6%、「パート・アルバイト等」が 8.0%となっている。

この結果からも、母子家庭の母の多くが就業はしているが、雇用形態が不安定であり、またその所得があまり多くないという状況である。

**【就業状況（平成 23 年全国母子世帯調査）】**

区 分	母 子 世 帯	父 子 世 帯
就業状況	80.6% (84.5%)	91.3% (97.5%)
うち正規職員等	39.4% (42.5%)	67.2% (72.2%)
うち自営業	2.6% (4.0%)	15.6% (16.5%)
うちパートアルバイト等	47.4% (43.6%)	8.0% (3.6%)

※（ ）内は、前回（平成 18 年度）の調査結果を表している。

#### (4) 相談窓口や公的制度等の利用状況について

母子家庭及び父子家庭に対する相談窓口や各種施策の利用状況については、平成23年全国母子世帯調査結果によると、母子世帯、父子世帯とも「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市町村福祉関係窓口」が多くなっている。

しかしながら、母子家庭及び父子家庭の総合的な相談・支援として配置されている母子自立支援員については、利用したことがある者は、母子世帯で4.7%、父子世帯で1.7%となっている。他方「知らなかった」との回答が母子世帯で48.7%、父子世帯で45.8%となっていた。

#### 【公的制度の利用状況（平成23年全国母子世帯調査）】

(母子世帯)

公的制度	利用している	利用したことがない	うち知らなかった
ハローワーク	69.1%(38.9%)	30.9%(61.1%)	7.2%
市町村福祉関係窓口	48.9%(27.0%)	51.1%(73.0%)	39.8%
民生委員・児童委員	20.1%(13.8%)	79.9%(86.2%)	36.0%
母子家庭等就業・自立支援センター	8.1%(5.9%)	91.9%(94.1%)	38.2%
母子自立支援員	4.7%(4.4%)	95.3%(95.6%)	48.7%

※（ ）内は、前回（平成18年度）の調査結果を表している。

(父子世帯)

公的制度	利用している	利用したことがない	うち知らなかった
ハローワーク	49.4%(13.6%)	50.6%(86.4%)	8.9%
市町村福祉関係窓口	31.5%(13.1%)	68.5%(86.9%)	34.2%
民生委員・児童委員	11.7%(3.5%)	88.3%(96.5%)	35.1%
母子家庭等就業・自立支援センター	0.7%(*%)	99.3%(*%)	46.1%
母子自立支援員	1.7%(*%)	98.3%(*%)	45.8%

※（ ）内は、前回（平成18年度）の調査結果を表している。

## 2 改定計画の基本的な方向

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦は、子育てと生計の維持という二重の役割を一人で担っており、特に経済的な自立という面である程度の収入を確保できる仕事に就くことが難しいということからも、自立支援に向けてこれまでもいろいろな施策を実施している。
- しかしながら、依然として経済状況が厳しく、両立が難しいことなどから、引き続き就業支援や就業に不可欠な子育て・生活支援の双方について一層の充実が必要となっている。特に、母子家庭については、就業による自立を支援するにあたり、必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の事情を考慮する必要がある。

- また、父子家庭においても、就業と子育ての両立困難や経済的に厳しい環境の家庭もあることから、平成22年より児童扶養手当の支給対象となっている。他の施策についても、父子家庭を対象に拡大しているが、これまで対象となっていない事業が多いため、事業についての周知や相談窓口の利用について推進を図っていく。
- さらに、相談・支援窓口を設けてはいるが、母子家庭、父子家庭及び寡婦の個々のニーズにあった相談支援を行えるように、市町村と連携を図りながら推進を図っていく。
- 今後の施策展開としては、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③経済的支援策、④相談体制と情報提供の充実策の4つの柱により、引き続き総合的に推進していくこととする。

### 3 主な取組事業

#### (1) 子育てや生活支援

母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行う。

また、様々な課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行う。

- ①保育所の優先入所
- ②放課後児童クラブの利用
- ③ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施
- ④ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ⑤公営住宅の優遇入居等
- ⑥母子生活支援施設への入所

#### (2) 就業支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施する。

さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていく。

- ①母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ②ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進
- ③職業技術校による職業訓練の利用促進
- ④自立支援教育訓練給付金事業
- ⑤高等職業訓練促進給付金事業
- ⑥母子・父子自立支援プログラムによる就業支援
- ⑦能力開発等に関する情報提供

### (3) 経済的支援

母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施しているほか、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成も行うなど経済的支援を推進していく。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦控除のみなし適用（(注)を参照）を実施する

- ①母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付
- ②児童扶養手当の給付
- ③ひとり親家庭等医療費助成事業
- ④寡婦 (夫) 控除のみなし適用の実施（検討中）
- ⑤各種公共料金等減免の実施

#### (注)「寡婦(夫)控除のみなし適用」とは

配偶者と死別または離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という 所得税法等における 所得控除があるが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されない。

その結果、所得額や 所得税額等 に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じている。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をのみなし適用すること。

### (4) 相談体制と情報提供の充実

母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員の資質の向上を図っていくとともに、身近な窓口で個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの 支援策を提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、広報の充実を図っていく。

また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていく。

- ①母子・父子自立支援員による総合的な相談窓口の充実
- ②母子・父子自立支援員等相談員への研修の充実
- ③リーフレットやホームページ等による広報の充実
- ④養育費確保のための相談事業
- ⑤母子・父子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

【ひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査（平成26年度）】

神奈川県内のひとり親家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成26年9月3日から9月30日までの期間で、就業支援事業などの県事業の参加者や（一財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。（調査票260部配布中179部回答）

<結果概要>

1 あなたは次の制度について知っていますか

①知っている（上位3件）

児童扶養手当の受給（175人）、ひとり親家庭等医療費助成（170人）、ハローワーク（166人）

②知らない（上位3件）

子育て短期支援事業（132人）、母子生活支援施設（98人）、母子家庭等日常生活支援事業（96人）

2 あなたは次の制度を利用したことがありますか。

①利用したことがある制度（上位3件）

児童扶養手当の受給（119人）、ひとり親家庭等医療費助成（117人）、ハローワーク（77人）

②利用したことのある制度のうち、特に役に立った制度はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の受給（62人）、ひとり親家庭等医療費助成（63人）、公共料金等の減免（30人）

3 今後利用したい制度はどれですか。（上位3件）

ひとり親家庭等医療費助成（65人）、ハローワーク（64人）、ひとり親対象の就業支援講習会、求人情報の提供及び就業相談（61人）

4 ひとり親家庭に必要な支援策はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の拡充（129人）、就業のための訓練受講への経済的支援（118人）  
臨時の際の子どもの一時預かりサービス（114人）